

## 資料① 放課後等デイサービス合同交流会（2013年5月24日）質疑応答内容

質問 1 放課後等デイサービスと日中一時支援の区別は？相談窓口の場所と受給者の違いを説明して欲しい。

ささゆり園 日中一時支援は窓口が障害福祉課で、受給者証は青色。放課後等デイサービスは、窓口があいあい園（総合保健福祉センター分室）にあり受給者証はピンク色。  
放課後教室 （注：受給者証の色は箕面市の場合）

質問 2 資料 17 ページ支給量のガイドラインについて。来年度から学童保育の形態が変わりモデル校（注：箕面市の「新放課後モデル事業」）も二校できる中で、放課後等デイサービスの支給が保護者の希望する時間であったものが変わっていくのか。

箕面市 様々な保護者の要望がある中で一番多い支給量の方は 27 日。申請されたものではあるが、保護者のニーズを聞いて検討し、結果的には希望通りに支給。箕面市子育て支援課 は支援の必要な児童は六年生まで学童保育が利用できるが、学童保育利用にも難しい問題があるという事も、実際の放課後デイ申請の際に伺っている。今年度から学童保育に「新放課後モデル事業」という形でプログラムを組み込んだ事業展開をするモデル校ができるが、支援の必要な子どもが楽しく通えるか否かも含め一年間を通して検証していく必要があると考える。その他の障害福祉サービス・学童保育・新放課後モデル事業等の内容も考慮し、ガイドラインを検討したい。1年かけて検討する。決定すれば利用者様にお知らせします。申請時にも個々に丁寧に説明させて頂く。

質問 3 自治体への申請は時期が決まっているのか。随時にできるのか。利用計画書は個人で作るものなのか、事業所と相談するのか。申請すれば即受給ではなく、間に何回かのやり取りや、すり合わせがあるのか。

箕面市 随時できる。相談はお電話でもよいです。直接来て頂いた時はインターホンでお知らせ下さい。利用計画書はセルフプランもできる。制度が変わり児童の通所サービス利用計画作成が必須となった。市内には相談支援事業所が 2 箇所ある。保護者が色々な放課後デイを見学し、放課後等デイ事業所に通所できるかどうか等確認し、相談支援事業所にもその意向を伝えていただいてサービス利用計画案を立て市に提出いただく。保護者に手間をかける事になりますが、適切なサービス利用にむけて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援をするために必要となってきます。

\*この件について、子育て支援課より以下の補足説明あり

### 「通所サービス利用計画とは」

通所支援の利用にあたって、利用者が相談支援事業所に通所サービスの利用計画(案)の作成を依頼し、申請時に市に提出をしていただきます。市としましては「サービス利用計画(案)」を勸案し、支給決定を行うこととなっています。

※現段階では利用者さんに提出の依頼をしておりません。今後、どのように進めていくのか、検討中です。詳細が決定いたしましたらお知らせします。

子育て支援課総合保健福祉センター分室

- 質問 4           パンフレットに定員人数が 10 名と記載されているが、10 名しか利用できないのか。
- さんかくひろば   10 名を超えた場合お断りするが、キャンセルが出たらお知らせする。その日のプログラムによってぜひ参加したい場合は、地域交流センターでもあるので放課後デイではなく遊びに来て下さいとお伝えする事もある。10 名というのは一日に利用できるのが 10 名という意味。
- たんぼぼ           基本的に 10 名程度、マックス月に、全体日数を全体利用日数で割って 13 名までは受け入れ可能。キャンセル連絡もしている。最大 15 名の時もあり大変だったが、来られる方の状態によっては可能。
- 質問 5           定員が書いてない事業所もあるが、どれみさんの定員は？
- どれみ           定員 10 名で最大受け入れ 15 名です。
- 質問 6           送迎に知らない人が来られると子どもが怖がるので、慣れるまで家庭の車で送っていく事はできるのか。
- まめべや           お子さんの個性に合わせて安全に通えるように保護者と相談して対応していく。箕面支援に近いので、車で同乗が困難なお子さんにはスタッフが学校に徒歩で迎えに行っている。(他の事業所も相談されたらできる範囲で個別対応されると回答)
- 質問 7           医療的ケアのある子どもを受け入れてくれるのは、まめべや・わととだけだったが、どちらも看護師駐在が火曜と金曜で重なっている。体調がいいので胃ろうも吸引ケアもいらないと連絡しておけば、他の曜日も受け入れてくれるのか。医ケアのこどもが集中しやすい曜日があるのか。
- わとと           もともと火・金で受け入れており、後から土曜日も受け入れ可になった。看護師の配置によるので、個別に相談を受けたい。医ケアのお子さんは訓練や入浴サービスなどのサービスも利用されており、週一回の利用の方もいる。特に医ケアの方がその曜日に集中して多いわけではない。
- まめべや           医ケアの方は一日 5 名までで、今日はケア不要と言われても看護師のいない日はお断りしている。申し訳ないが突発的なトラブル・想定外の事態に対応できないめ。
- 質問 8           麻痺のある子どもだが理学療法・作業療法士のいる事業所はあるのか。将来配置する予定はあるのか。
- 各事業所           療法士のいる事業所はなく、今後の予定はない。